

純真学園大学では、学生や教職員が安心して充実したキャンパスライフを送れるよう「学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程」に基づき、修学及び就労における環境等の保護に努めています。

【ハラスメントとは？】

1. セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員又は学生を不快にさせる性的な言動、学生が職員又は他の学生を不快にさせる性的な言動。

- ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言。
- ②わいせつ図画の閲覧、配付、掲示。
- ③うわさの流布。
- ④不必要な身体への接触。
- ⑤性的な言動により、他職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為。
- ⑥交際・性的関係の強要。
- ⑦その他、他職員又は学生に不快感を与える性的な言動。等

2. アカデミック・ハラスメント

職員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の職員又は学生に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動。

- ①研究・教育上の指導を一切しない。
- ②正当な理由なく研究室や資料室などへの立入禁止。
- ③研究データの捏造、改ざんを強要。
- ④プライベートな行動に付き合うことや送り迎えを強要。
- ⑤卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して故意に留年させる。
- ⑥些細なミスを大声で叱責したり、あえて人前でなじる。
- ⑦個人的な感情によって特定の学生に対して指導を拒否したり、侮辱的言辞を与える。等

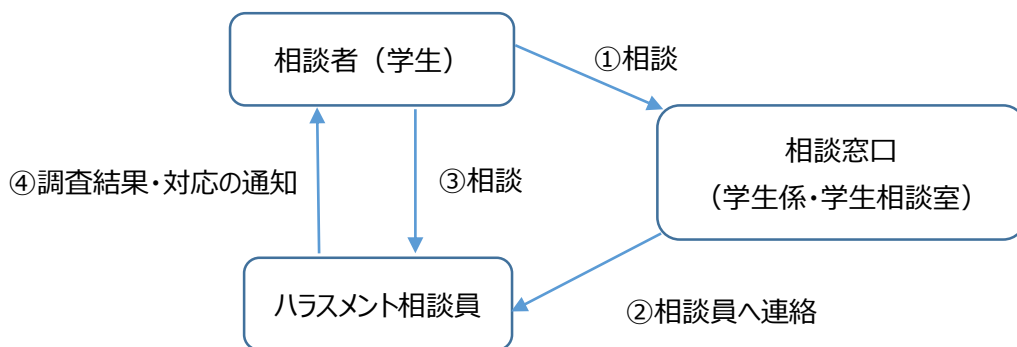
3. その他のハラスメント

上記以外のハラスメントで、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせによって、相手に精神的、肉体的な苦痛または困惑を与えること。

【ハラスメントの相談について】

万が一、ハラスメントの被害に遭った場合は一人で抱え込まず、相談窓口（学生係または学生相談室）に申し出てください。プライバシーは守られますし、相談することによって不利益を被ることは決してありません。大学におけるハラスメントの取り組みについては、大学ホームページの「在学生の方」からも確認できますのでご参考としてください。

窓口にて相談を受け付けた後は、ハラスメント相談員へお繋ぎします。



相 談 窓 口

純真学園大学 事務局学生係

TEL 092-554-1255

メール gakusei@junshin-u.ac.jp

純真学園大学 健康管理センター学生相談室

TEL 092-554-1255

メール cs@junshin-u.ac.jp